

沖縄のガソリン税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年二月十二日

喜納昌吉

参議院議長 江田五月 殿

沖縄のガソリン税に関する質問主意書

本年三月三十一日にいわゆるガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の暫定税率の期限が切れる。政府は予算関連法案で暫定税率の十年の延長を提案している。可決されるどうかは未定だが、暫定税率が廃止された場合の沖縄のガソリン税について質問する。

一 現在、沖縄県のガソリン税は、一リットル当たり幾らか。

二 暫定税率が廃止されると仮定した場合、沖縄のガソリン税は一リットル当たり幾らになるか。

三 その場合、昨年五月に五年延長されたばかりの「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第八十条三項に定められた「揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置」は、どの様に行われるか。

右質問する。

